

【処分に関する事項】

施設の種類の種類		①許可対象外施設	②許可対象外施設	③許可対象外施設
		破砕施設（固定式）	圧縮・梱包施設（固定式）	選別施設(固定式)
産業廃棄物の種類		廃プラスチック類 ゴムくず 木くず 繊維くず 紙くず 金属くず がれき類 ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず (以上 8 種類。石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く)	廃プラスチック類 ゴムくず 木くず 繊維くず 紙くず 金属くず (以上 6 種類、石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除く)	金属 汚泥 廃プラントック類 } 電池類
処理能力		最大 2.82 t/日（8 時間）	最大 263.1 t/日（8 時間）	300kg/時間～500 kg/時間
機種	型番	DS2260	HB-150-40	SP 型電池選別機
	消費電力	18.5K w + 2.2 k w	30K w	1.5Kw
	機械寸法	L 1762×W1285×H1713 mm	L 8260×W1950×H2570 mm	L3250×W920×H1400
	機械重量	1600 k g	13500 k g	900 k g
処理後の産業廃棄物の処分方法 (中間処理の場合)		<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチック ・ゴムくず ・紙くず ・繊維くず ・木くず ・金属くず ・ガラスくず等 ・がれき類 ・電池類 	有価物として売却、売却出来ないものは燃料リサイクル 燃料リサイクル 有価物として売却、売却出来ないものは燃料リサイクル 有価物として売却、売却出来ないものは燃料リサイクル R P F 原料としてリサイクル、燃料リサイクル 有価物として売却(製鋼原料、非鉄原料) 発泡骨材、カレット、路盤材原料としてリサイクル 路盤材原料としてリサイクル 選別後、製鉄メーカー及び製錬所にてリサイクル	

環境保全計画書 ①②

水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭等の防止措置を記載した書類	
水 質	<ul style="list-style-type: none"> ・当該（破碎）、（圧縮・梱包）施設は水質汚濁防止法に定める特定施設には該当せず、水質汚濁の恐れはない。
大 気	<ul style="list-style-type: none"> ・当該（破碎）、（圧縮・梱包）施設は大気汚染防止法に定める施設には該当せず、燃焼装置もない為、大気汚染の恐れはない。
騒 音	<ul style="list-style-type: none"> ・当該（破碎）、（圧縮・梱包）施設は騒音規制法に定める特定施設に該当し、施設の稼働に伴い騒音を発生するため、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす恐れがあるため、稼働時間帯について特に注意する。 (早朝、夜間の稼働は行わない)
振 動	<ul style="list-style-type: none"> ・当該（破碎）、（圧縮・梱包）施設は振動規制法に定める特定施設には該当し、施設の稼働に伴い振動を発生するため、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす恐れがあるため、稼働時間帯について特に注意する。 (早朝、夜間の稼働は行わない)
悪 臭	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭の発生する廃棄物の取扱いは一切行わない。(受入拒否) ・悪臭の発生する恐れはないが、万一発生したときは、直ちに消臭・洗浄・消毒などの処置を講ずる。

(省令・第11条4項1号、2号、3号関係)

産業廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の保管は定められた場所以外には保管しない。 ・形状の小さいものは小袋等に入れて飛散しないよう措置を講ずる。 万一飛散及び流出した場合は、直ちに清掃する。 ・輸送途中での落下及び飛散を防止するため荷台はシート等で覆う。
公共の水域及び地下水の汚染の防止に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・床は不浸透性のコンクリート等を敷き、液体物の地下への浸透を防止する。 ・ジュース缶等の容器を扱うため、容器の残渣物が洩れる恐れがあるため、排水等には特に注意する。 ・容器の残渣物が洩れた場合は、吸着マット、ウエス等で拭取り外部流出を防ぐ。 ・流出防止策として、受皿を敷き溜まった汚水をポリ容器にて産業廃棄物処理する。
火災の発生の防止に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・場内での火気使用は一切禁止とする。ただし、工事関係で火気を使用する場合は、立会監督者を配置し、万一に備え消火器を準備させる。 ・場内はいつも綺麗に整理整頓し、可燃性のものは出来るだけ分散させる。 (一カ所に大量に置かない)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・現場作業を行う場合は、周辺住民や環境への影響に配慮し、適切な処理を行う。 地域住民の苦情については、誠意を持って対応する。 ・始業点検、定期点検を行い必要に応じて機能検査を実施する。 ・城内での火気使用は十分に注意するとともに消火器を常備する。 ・トラックやその他の重機を運転する場合は、安全運転に心がけ、必要以上の騒音や振動を発生させないよう十分に注意する。

環境保全措置計画書 ③

水質汚染、大気汚染、騒音、振動、悪臭等の法事措置及びその効果	
水質汚濁防止措置	<p>固定式による使用済み電池の選別を行う施設で、処理過程において水を使用しないことから、排水はなく地下水や周辺環境への影響はありません。</p> <p>また、建屋内に設置することから雨水等による影響もありません。</p>
大気汚染防止法	<p>固定式による選別処理を行う施設で、処理施設の原動力は駆動モータを使用しますので、排ガスによる大気へ与える影響は少ないものと考えております。選別処理を行う産業廃棄物は使用済み電池であり、建屋内に設置することで粉塵の飛散は抑えられ、周辺環境に与える影響は極めて小さいものと考えております。</p>
騒音防止法	<p>設置は建屋内に設置する事により、減衰を考えると相当軽減され、周辺環境に与える影響は極めて小さいものと考えております。</p> <p>万が一、敷地境界において騒音の目標値を超過する場合は、遮蔽設備の設置等、基準値を満足する為の措置を致します。</p>
振動防止法	<p>事業所内の計画施設の設置場所は、堅固な基礎としていることから振動については軽減され、環境に与える影響は少ないものと考えております。</p> <p>また、コンクリート 30 cm厚の防音壁を設置しており、周辺環境に与える影響は極めて小さいものと考えております。</p>
悪臭防止法	<p>処理の対象となる廃棄物は使用済み電池であり、悪臭による影響はないものと考えておりますが、万が一悪臭等が発生した場合は脱臭剤の散布や早期の搬出等の措置をとることにより環境への配慮を実行致します。</p>

環境保全措置計画書 ④

水質汚染、大気汚染、騒音、振動、悪臭等の法事措置及びその効果	
水質汚濁防止措置	当該施設は処理過程において水を使用しないことから、排水はなく地下水や周辺環境への影響はありません。 また、建屋内に設置することから雨水等による影響もありません。
大気汚染防止法	当該施設は電動機駆動のガス吸引 吸着装置を備えた水銀灯の破碎施設です。処理の過程において発生する水銀蒸気、水銀付着蛍光物質は吸引 活性炭吸着処理装置を通し、清浄にして排気されます。
騒音防止法	当該施設は電動機駆動のため稼働時の騒音は低く、また建屋内（基礎床面はコンクリート構築物）で使用するため軽減されます。
振動防止法	当該施設は電動機駆動のため稼働時の振動は少なく、また建屋内（床面はコンクリート構築物）で使用するため相当軽減されます。
悪臭防止法	水銀灯の破碎処理を行うため、悪臭による影響はないものと考えておりますが、万が一 悪臭等が発生した場合は脱臭剤の散布や早期の搬出等の措置をとることにより環境への配慮を実行致します。処理前後の廃棄物は建屋内に保管する。」

事業計画書

処分業：[中間処理（破碎）]

1 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

搬入された産業廃棄物（ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず、金属くず、廃プラ、ガラスくず、がれき類（以上 8 種類）を中間処理（破碎）し、処理後の廃棄物については、紙くず、金属くず、廃プラは有価物資源として売却、がれき類、ガラスくず等については原料として再利用、ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず、廃プラについては、固形燃料の原料として再利用、再利用できない物については、埋立処分及び焼却処分する。

[処理委託者]

大分県内建設現場等

ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず、金属くず、廃プラ、ガラスくず等、がれき類（以上 8 種類）を排出事業者よりマニフェストと一緒に受け取り、運搬及び処分を委託基準に従い受託する。

[収集運搬]

運送途中における飛散、落下を防止するため、パッカー車による運搬に心掛ける。平ボディ車使用の場合はビニール袋等で梱包し荷台はシート等で覆う措置を講ずる。

自社の収集運搬許可範囲（積替え保管行為を含む）

廃プラスチック・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・がれき類・木くず・繊維くず・紙くず・ゴムくず・廃油・廃酸・廃アルカリ・汚泥・燃え殻・鉱さい・ばいじん・動植物性残さ（以上 16 種類。ただし、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物である物を除く）

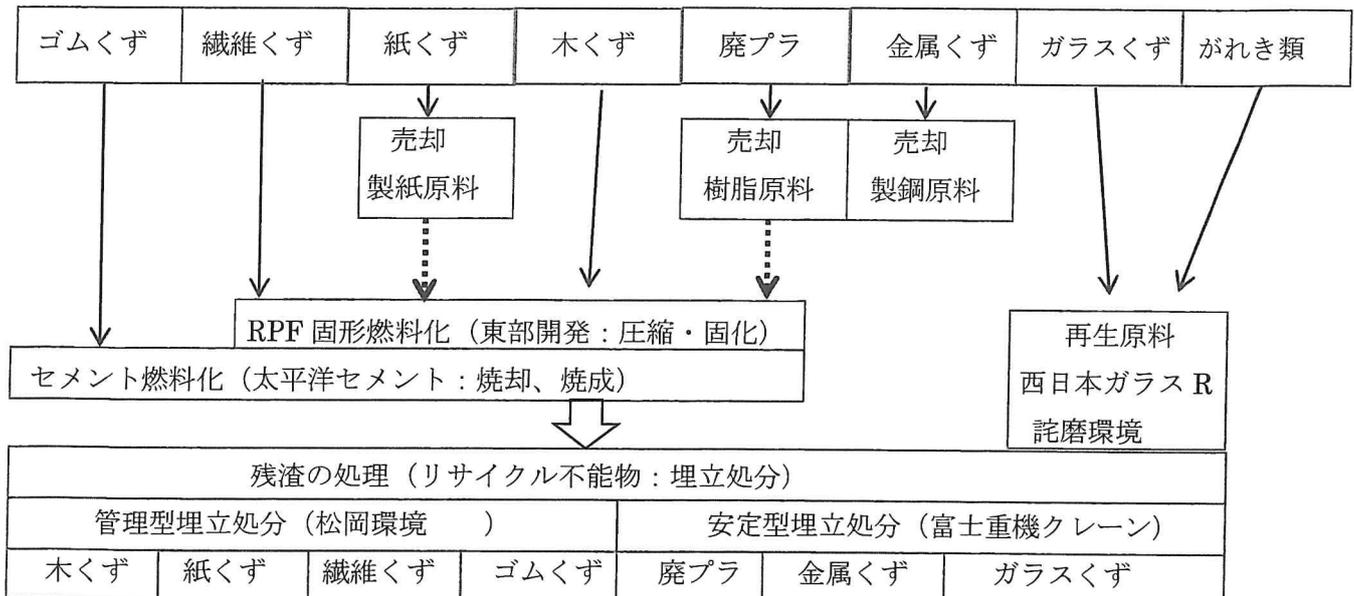
【中間処理】 （破碎）

「破碎」

破碎することにより次工程の処理を容易にする。（有価物に付加価値をつける）

破碎により廃棄物の減容化を図り、運搬・処分費用を軽減する。

破碎することにより保管を容易にする。（フレコン詰め）



事業計画書

処分業：[中間処理（破碎）]

1 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

搬入された産業廃棄物（金属くず、ガラスくず、廃プラスチック類（以上3種類）を中間処理（破碎）し、処理後の廃棄物については、金属くず、は有価物資源として売却、ガラスくず等及び廃プラスチック類については再生原料の原料として再利用、再利用できない物については埋立処分する。

[処理委託者]

大分県内家電量販店

金属くず、ガラスくず等、廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物)
(以上3種類)を排出事業者よりマニフェストと一緒に受け取り、運搬及び
処分を委託基準に従い受託する。

[収集運搬]

運送途中における飛散、落下、破損を防止するため、ドラム缶による運搬に
心掛ける。平ボディ車使用の場合はビニール袋等で梱包し荷台はシート等
で覆う措置を講ずる。

自社の収集運搬許可範囲（積替え保管行為を含む）

廃プラスチック・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・がれき類・木くず・繊維くず・紙くず・
ゴムくず・廃油・廃酸・廃アルカリ・汚泥・燃え殻・鉍さい・ばいじん・動植物性残さ
(以上16種類。ただし、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物である物を除く)

【中間処理】 (破碎)

「破碎」

することにより次工程の処理を容易にする。(有価物に付加価値をつける)
水銀を捕集する高性能活性炭集塵機を使用しリサイクル化を図り、処分費用を軽減する。
破碎することにより保管、運搬を容易にする。(ドラム缶詰め)

金属くず

ガラスくず

廃プラスチック類

破碎後の処理（リサイクル原料：売却）

金属売却（大山金属）

ガラス売却（西日本ガラスリサイクルセンター）

廃プラスチック売却(RJ商事)

事業計画書

処分業：[中間処理（選別）]

1 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

搬入された産業廃棄物（金属くず、廃プラスチック類、汚泥（以上3種類）を中間処理（選別）し、処理後の電池は製錬メーカー・製鉄所にて原料として再利用する。

【処理委託者】

大分県家電量販店

金属くず、廃プラスチック類、汚泥（以上3種類）を排出事業者より manifests と一緒に受け取り、運搬及び処分を委託基準に従い受託する。

【収集運搬】

運送途中における荷崩れ落下を防止するため、ドラム缶による運搬に心掛ける。平ボディ車使用の場合はビニール袋等で梱包し荷台はシート等で覆う措置を講ずる。

自社の収集運搬許可範囲（積替え保管行為を含む）

廃プラスチック・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・がれき類・木くず・繊維くず・紙くず・ゴムくず・廃油・廃酸・廃アルカリ・汚泥・燃え殻・鋳さい・ばいじん・動植物性残さ
（以上16種類。ただし、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物である物を除く）

【中間処理】
（選別）

「選別」

することにより次工程の処理を容易にする。（有価物に付加価値をつける）
選別により廃棄物のリサイクル化を図り、処分費用を軽減する。

1次電池(アルカリ、マンガン乾電池)

2次電池(ボタン電池、リチウムイオン電池等)

選別後の処理（リサイクル処理）

原料（株ジェイ・リライツ）

原料（株宇部スチール）

事業計画書

処分業：[中間処理（圧縮梱包）]

1 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

搬入された産業廃棄物（ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず、金属くず、廃プラ、（以上6種類）を中間処理（破碎）し、処理後の廃棄物については、紙くず、金属くず、廃プラは有価物資源として売却、ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず、廃プラについては、固形燃料の原料として再利用、再利用できない物については、埋立処分及び廃却処分する。

[処理委託者]

大分県内建設現場等

ゴムくず、繊維くず、紙くず、木くず、金属くず、廃プラ、
（以上6種類）を排出事業者よりマニフェストと一緒に受け取り、運搬及び処分を委託基準に従い受託する。

[収集運搬]

運送途中における飛散、落下を防止するため、パッカー車による運搬に心掛ける。平ボディ車使用の場合はビニール袋等で梱包し荷台はシート等で覆う措置を講ずる。

自社の収集運搬許可範囲（積替え保管行為を含む）

廃プラスチック・金属くず・ガラスくず及び陶磁器くず・がれき類・木くず・繊維くず・紙くず・ゴムくず・廃油・廃酸・廃アルカリ・汚泥・燃え殻・鉍さい・ばいじん・動植物性残さ
（以上16種類。ただし、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物である物を除く）

【中間処理】 （圧縮梱包）

「圧縮梱包」

圧縮梱包することにより次工程の処理を容易にする。
圧縮により廃棄物の減容化を図り、運搬・処分費用を軽減する。
圧縮することにより保管を容易にする。（フレコン詰め）

